

## 外国人研修・技能実習制度の実態 法違反・人権無視の企業延命策

### 姫路ユニオン・ミニ派遣村に入り 中国女性・未払い取り組み



2010.8.21  
美作市にて



ひょうごユニオンが取り組んでいる中国女性3人は、岡山県美作市の(株)オサカダツールで3年間働きましたが、1年目は労働法の規制を受けない研修生。しかし、義務付けられている日本語研修は無く、その上させてはいけない残業を、何と時給400円で行わせ、今になって「勝手に自主研修した。食事補助を支払ったから未払いは無い」と開き直っています。この研修制度を悪用して、オサカダツールは一体どれほど不当利益で私腹を肥やしたのでしょうか。

中国女性は『姫路ユニオン・ミニ派遣村』入村、ひょうごユニオンで未払い賃金を取り組み中です。

\* \* \* \* \*

外国人研修・技能実習制度は、1991年に法務・外務・厚生労働・経済産業・国土交通の5省共管の公益法人として設立された、国際研修協力機構(JITCO)を窓口とする制度です。

建前は「日本で研修を受け母国に帰って技術を継承していくもの」ですが、実態は法違反・人権無視で働かせる中小零細企業延命の制度になっています。今年7月1日施行の新制度についても、この点は基本的に同じと言えます。

まさに派遣法と並んで、日本で働く労働者の労働環境を引き下げ、社会からの疎外、差別・貧困を助長する制度です。

私たちはこの両制度・法律を廃止し、日本で働く労働者の権利を憲法通りにキチンと保障し、差別の無い労働環境・社会環境を作り上げる事を、強く訴えます。



2010.8.27 神戸地裁にて

## 姫路ユニオン・少額訴訟 プロジェクトチームを作り 控訴審も勝利の「判決」

解雇予告手当も支払わないI会社に対して、Mさんは姫路ユニオンに加入して少額訴訟に取り組みました。姫路ユニオンはプロジェクトチームを作り、代理人無しの自前の訴訟を取り組み、姫路簡易裁判所に続き、控訴審の神戸地裁でも、8月27日に勝利の「判決」を得、最終の「確定」も時間の問題と言う所まで来ました。